

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年 6月 15日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府城陽市寺田大谷135-1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 富士高分子株式会社 代表取締役社長 田代加平

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	50 台	0 台	0 台	52 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	12 台	0 台	0 台	12 台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	各機器毎にNo.を付けてリスト化管理部署を決めて管理している。							
	廃 棄 時	廃棄窓口は製造部とし、指定業者を通じて廃棄する。							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	管理部署は3か月に1回の簡易点検を義務付け、実施している。							
	廃 棄 時	廃棄窓口は製造部とし、指定業者を通じて廃棄する。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	現状使用出来るものについてはそのまま使用し、管理していく。使用できなくなったものを更新する際に、ノンフロン製品、または地球温暖化係数の低いものの購入を検討する。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。